

実費徴収の範囲と方法について

療養の給付と直接関係ないサービス等の取り扱いについて

(平成 20.5.8 保医発第 0508001 号)

1. 療養の給付と直接関係ないサービス等

療養の給付と直接関係ないサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。

(1) 日常生活上のサービスに係る費用

- ア おむつ代、尿とりパット代、腹帯代、T字帯代
- イ 病衣貸与代（手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く。）
- ウ テレビ代
- エ 理髪代
- オ クリーニング代
- カ ゲーム機、パソコン（インターネットの利用等）の貸出し
- キ MD、CD、DVD各プレーヤーの貸出し及びそのソフトの貸出し
- ク 患者図書館の利用料 等

(2) 公的保険給付とは関係のない文章の発行に係る費用

- ア 証明書代
(例) 産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書、生命保険等に必要
な診断書等の作成代 等
- イ 診療録の開示手数料（閲覧、写しの交付等に係る手数料）
- ウ 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料 等

(3) 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

- ア 在宅医療に係る交通費
- イ 薬剤の容器代（ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものと
する。） 等

(4) 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

- ア インフルエンザ等の予防接種
- イ 美容形成（しみとり等）
- ウ ニコチン貼付剤の処方 等

(5) その他

- ア 保険薬局における患家への調剤した医薬品の持参料
- イ 日本語を理解できない患者に対する通訳料
- ウ 他院より借りたフィルムの返却時の郵送代
- エ 院内併設プールで行うマタニティスイミングに係る費用

2. 療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの

療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないものとしては、具体的には次に掲げるものが挙げられること。

(1) 手技料等に包括されている材料やサービスに係る費用

ア 入院環境等に係るもの

- (例) シーツ代、冷暖房代、電気代（ヘッドホンステレオ等を使用した際の充電
に係るもの等）、清拭用タオル代、おむつの処理費用、電気アンカ・電気
毛布の使用料、在宅療養者の電話診療、医療相談、血液検査など検査結果
の印刷費用代 等

イ 材料に係るもの

- (例) 衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代等）、おむつ交換や吸引などの処置時に
使用する手袋代、手術に通常使用する材料代（縫合糸代等）、ウロバッグ
代、皮膚過敏症に対するカブレ防止テープの提供、骨折や捻挫などの際に
使用するサポーターや三角巾、医療機関が提供する在宅医療で使用する衛
生材料等、医師の指示によるスポイト代、散剤のカプセル充填のカプセル
代、一包化した場合の分包紙代及びユニパック代 等

ウ サービスに係るもの

- (例) 手術前の剃毛代、医療法等において設置が義務付けられている相談窓口で
の相談、車椅子用座布団等の消毒洗浄費用、インターネット等より取得し
た診療情報の提供、食事時のとろみ剤やフレーバーの費用 等

(2) 診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用

- （費用を徴収できるものとして、別に厚生労働大臣の定めるものを除く。）、

(3) 新薬、新医療機器、先進医療等に係る費用

- ア 薬事法上の承認前の医薬品・医療機器（治験に係るものを除く。）
- イ 適応外使用の医薬品（選定療養を除く。）
- ウ 保険適用となっていない治療方法（高度先進医療及び先進医療を除く。） 等